

総社市水道技術管理者の職務に関する規程をここに公布する。

平成28年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第1号

総社市水道技術管理者の職務に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第19条に規定する水道技術管理者（以下「技術管理者」という。）の職務について必要な事項を定めるものとする。

(技術管理者の任命)

第2条 技術管理者は、総社市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成25年総社市条例第18号）第4条に規定する資格を有する者のうちから総社市水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17年総社市条例第208号）第5条第1項に規定する管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）が任命する。

(技術管理者の職務)

第3条 技術管理者は、次の各号に掲げる職務に従事し、並びにこれらの職務に従事する他の職員について必要な技術的指導及び監督を行うものとする。

- (1) 水道施設が法第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査に関すること。
- (2) 法第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査に関すること。
- (3) 給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に定める基準に適合しているかどうかの検査に関すること。
- (4) 法第20条第1項の規定による水質検査に関すること。
- (5) 法第21条第1項の規定による健康診断に関すること。
- (6) 法第22条の規定による衛生上の措置に関すること。
- (7) 法第23条第1項の規定による給水の緊急停止に関すること。
- (8) 法第37条前段の規定による給水停止に関すること。
- (9) その他水道技術上の重要な事項に関すること。

2 技術管理者は、前項第1号から第6号までに掲げる検査その他の措置をとった場合において、それが重要又は異例な事項と認められるときは、市長に報告するものとし、同項第7号に掲げる給水の緊急停止又は同項第8号に掲げる給水停止の措置をとる場合には、あらかじめ市長に通知しなければならない。

(その他)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。